

【施策09】 生活支援

～生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち～

- ◆展開方向01 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。
- ◆展開方向02 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。
- ◆展開方向03 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。

展開方向01	1 子ども家庭相談支援体制整備事業費	233
	2 尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	235
	3 子育て家庭ショートステイ事業費	237
展開方向02	1 生活困窮者自立相談支援事業費	239
	2 配偶者等暴力に関する支援事業費	241
	3 助産施設措置費	243
	4 中国残留邦人等生活支援給付事業費	245
	5 中国残留邦人等地域生活支援事業費	246
	6 母子生活支援施設措置費	247
展開方向03	1 生活困窮者等就労準備支援事業費	249
	2 生活困窮者学習支援事業費	251
	3 生活保護安定運営対策等事業費	253
	4 医療費等審査支払事務費	255
	5 要介護認定調査事務費	256
	6 生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費、医療扶助費、介護扶助費、出産扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費、就労自立給付金費	257

(このページは白紙です)

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	子ども家庭相談支援体制整備事業費	3D79	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市子どもの育ち支援条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成22年度		項	10 児童福祉費
施策	09 生活支援		目	05 児童福祉総務費

施策の展開方向	(09-1) 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子供を早期に発見し、児童虐待等の予防や対応の仕組みとも連携して適切な支援を行うため、学校現場に福祉の視点を導入することで要支援の子供への学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。
対象(誰を・何を)	尼崎市子どもの育ち支援条例に定める「支援を要する子供」(虐待若しくはいじめを受けている子供、不登校、非行の子供など。)のうち、学校現場において適切な支援につながらない子供を対象に、支援を行う。
求める成果(どのような状態にしたいか)	子供の最善の利益をもとにした適切な支援につながることで、すべての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す。具体的には、学校現場での初期段階の掘り起こしによる重篤化の防止、学校現場で抱える家庭環境等が絡む問題への対応力の向上など
事業概要	① 子ども家庭相談支援体制におけるスクールソーシャルワーク(子供の抱える問題のアセスメント、解決のためのプランニング、他機関コーディネート、学校現場での相談など) ② 支援に行き詰まるケースや事業管理などへのスーパーバイズ
実施内容	○ スクールソーシャルワーク活動 子供の育ち支援ワーカー6人を福祉事務所に配置し、週1日特定の学校に配置し活動する「配置校型」6校と、学校からの要請に応じて派遣し活動する「派遣校型」でスクールソーシャルワーク活動を実施している。配置校での活動においては、小中連携の視点をから、関係する小中学校にもアウトリーチして活用を働きかけている。また、学校で起こる様々な事象にスクールソーシャルワークを活用できるか相談を兼ねた窓口を教育委員会生徒指導担当に担ってもらい、学校への同行訪問やケース会議への参加等、福祉・教育相互に情報共有するなど連携して対応している。 ・活動学校数 小学校 17校(配置校2校、派遣校 15校)相談ケース数119件 中学校 13校(配置校3校、派遣校10校)相談ケース数129件 ・校内ケース会議82回 ・連携ケース会議45回 ・他機関との連携活動325回 ○ スーパーバイズの実施 ・個別ケーススーパーバイズ 21 回実施 ・事業管理スーパーバイズ 福祉・教育連携体制SV調整会議 4回実施 スクールソーシャルワーク活動連絡会議 12回実施 教員に対する事業管理スーパーバイズ 1回実施 ・ワーカー研修 7回実施

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,729	1,447	5,638	
報償費	1,571	1,246	1,548	講師謝礼
旅費	49	49	71	職員出張旅費
需用費	109	119	117	書籍、事務用品
使用料及び賃借料		33	3,410	web使用料
委託料			492	
人件費 B	30,998	30,050	28,173	
職員人工数	1.03	1.37	1.06	
職員人件費	8,198	10,926	8,431	
嘱託等人件費	22,800	19,124	19,742	
合計 C(A+B)	32,727	31,497	33,811	
C 国庫支出金	5,104	6,647	7,472	文科省スクールソーシャルワーカー活用事業(補助率1/3)
市債				
その他				
一般財源	27,623	24,850	26,339	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	活動を行う学校数(学校への活動の周知、活動の展開を図ることが、結果的に要支援の子供への支援につながるから活動指標として学校数を設定)					単位	校			
目標・実績	目標値	62	達成年度	—年度	26年度	30	27年度	36	28年度	30
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成23年度に配置校・派遣校という形態に変更し、活動の狙いを明確にした。そのため、制度理解の上活用した学校からは、活動要請が増えてきており、制度への評価は非常に高いと考えられる。しかし、全小中学校に対する支援を行うには、ワーカーの配置は十分とは言えない。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	子供の育ちの環境への福祉的アプローチ、丁寧な対応を求められている本市の現状を踏まえ、すべての子供が健やかに育つことを目的として、家庭児童相談や要保護児童対策地域協議会との密接な連携を前提としつつ、支援を要する子供を適切な支援につなげるための仕組みの規定を子どもの育ち支援条例に設け、その具体的な施策展開として、当事業を推進している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、要支援の子供の早期発見と適切な支援につなげるため、就学後対応の機能強化の視点からスクールソーシャルワークを実施するものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他都市ではスクールソーシャルワークの実施機関を教育委員会に設置しているが、本市では条例を根拠に、福祉事務所にワーカーを配置してスクールソーシャルワークを実施している。福祉事務所に配置することで、教育現場からは、外部の機関という認識で捉えられやすい傾向があり、活用に至らないという懸念がある。そのため、教育委員会(生徒指導担当)を窓口として学校現場に活用をすすめるとともに、事業の運営等においても教育委員会と連携を図るよう努めている。一方、児童の支援につなげるため、福祉の視点を持って問題のアセスメントを行うとともに家庭児童相談室との関係機関との調整を行う点では、効率的な運営体制となっている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	当事業は、条例の規定に基づき、支援を要する子供に対して、子供の育ち支援ワーカーが福祉・保健・教育分野の市の各機関や、県・国の関係機関、家庭や地域の社会資源等を総合的に調整し、子供の最善の利益のもとにケースマネジメントを行うものであり、この役割は、ケースに対応する市以外には担うことが困難である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	条例の規定に基づき、市の責務として実施している。なお、子供の最善の利益を図るために関係機関、支援関係者が連携して支援を行っている。

⑧総合評価

総合評価	維持	事業開始から平成28年度末までに、93%の小中学校でスクールソーシャルワーク活動を行い、困難な事例に対しても子どもを支援する校内体制を整え、役割分担して支援することで、改善につながった事例もあった。こうした取組や制度理解を深めるために、学校管理職を対象とした「スクールソーシャルワーク活動研修」を実施した。平成28年度からは、チーム制度を導入し、支援対応に複数のワーカーが携わることで、ワーカーのスキルアップとともに、きめ細かな支援体制の構築に繋がった。学校からの派遣要請も増えつつあり、引き続き、初期対応や学校の対応力の向上等という事業本来の成果を出すことも重点を置いて取り組んでいく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	①引き続き学校現場への福祉の視点の導入、学校内の支援体制づくりのサポートに重点を置いて取り組むとともに、小中連携の視点からのアウトリーチや個々の活動の実践校内研修等を活用し、学校への更なる周知を図り、活動校を増やしていく。②教育委員会との一層の連携強化により、要支援の子どもの支援体制作りをサポートする取組を進める。③配置校・派遣校での活動を継続して、計画的にスクールソーシャルワーク活動を行う。④次年度の福祉事務所の2所化、そして、その後の「子どもの育ち支援センター機能」の構築に伴い、配置・相談体制の整備等について検討をしていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	3D7B	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画等		款	15 民生費
事業開始年度	平成17年度		項	10 児童福祉費
施策	09 生活支援		目	05 児童福祉総務費

施策の展開方向	(09-1) 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	要保護児童等の適切な保護を図ることを目的としている。少子化、核家族化、多様化する家族形態、地域社会のつながりの希薄化、貧困層の増加などに伴い、支援を要する家庭の課題やリスクが年々複雑化・深刻化しており、関係機関と連携した支援が必要である。
対象 (誰を・何を)	要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)及び要支援児童等(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に看護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等を早期に発見し、適切な支援につなげる。
事業概要	児童虐待防止等に関する機関との連携を図り、虐待の発見や早期予防など要保護児童等対策の促進を図る。具体的には、会議体の運営や研修会の開催、啓発活動を行う。
実施内容	1.各会議体・研修会について<平成28年度実施状況> 【代表者会】1回開催 33機関の民間団体、行政関係部局を構成機関とし、要保護児童等対策全般について情報交換、施策の策定及び機関連携のあり方及び役割について協議する。 【拡大事務局】1回開催 7機関の行政関係部局を構成機関とし、協議会の運営方法や課題について協議・検討する。 【実務者会】24回開催 7機関の行政関係部局を構成機関とし、要保護児童等の情報交換・情報共有を図り、ケースの重症度や支援体制について協議する。また、要保護児童等として登録されているすべての児童の見直しを会議を実施。支援の再評価を行ない、より適切な支援につなげた。 【個別ケース検討会】延べ286件について検討 ケースに関係する機関が重篤なケース、緊急性のあるケースについて、情報交換・情報共有を図り、具体的な支援方針等について協議する。 【研修会】2回開催 要保護児童等への具体的な支援方法や関係機関の役割等について、専門家から知識を得る。 2.啓発事業について<平成28年度実施状況> 子育てに関する相談窓口と児童虐待の通告先を市民に周知するため、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、啓発グッズの配布や出前講座を実施した。

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	440	706	695	
報償費	365	629	602	講師謝礼
需用費	75	77	93	事務用品
人件費 B	10,725	11,542	48,964	
職員人工数	0.58	0.81	2.76	
職員人件費	4,591	6,438	21,953	
嘱託等人件費	6,134	5,104	27,011	
合計 C(A+B)	11,165	12,248	49,659	
C 国庫支出金			14	
県支出金			14	
市債				
その他				
一般財源	11,165	12,248	49,631	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	個別ケース検討件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	件	
目標・実績	目標値	332	達成年度	—年度	26年度	258	27年度	264	28年度	286
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成28年度は延べ286件について各機関の支援担当者が集まり個別ケース検討会議を開催した。引き続き関係機関と連携し、具体的な支援内容や各機関の役割について適宜検討を行い、きめ細かな支援体制をとることによって児童虐待のリスク軽減を図る。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	協議会の構成員には守秘義務が課されており、協議会を設置することによってこれまでは公務員など、守秘義務が存在することから個人情報の提供に躊躇があった関係者からの個別ケースについての積極的な情報が得られる仕組みとなった。また、民間団体を始め、法律上の守秘義務が課されていなかった関係機関との積極的な情報交換を行えるようになり、関係機関の連携による取組が要保護児童の早期発見や適切な支援に寄与している。協議会の設置は児童福祉法によって各自治体の努力義務とされているが、昨今の虐待への社会的な対応のためにも必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 関係機関との連携を図り、虐待の早期発見・早期対応など要保護児童等対策の促進を図るための事業であり、受益者負担は想定していない。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	協議会の設置は児童福祉法によって各自治体の努力義務とされている。平成25年度末現在、兵庫県下ではすべての市町が協議会を設置しており、尼崎市では平成18年12月より設置している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 児童福祉法により、設置主体は地方公共団体と定められているが、児童虐待における啓発や研修事業については、民間団体の協力を得て実施することができる。
委託等の可能性	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像 協議会の設置により行政と民間団体の連携が図られつつあるが、十分とは言えない。必要な情報が共有できるよう引き続き民間団体との連携を進めていく必要がある。

⑧総合評価

総合評価	拡充 関係機関との連携により、要保護児童等の早期発見・早期対応に寄与している。今後も引き続き積極的な情報交換を図り、連携した取組を行っていく。改正児童福祉法により、要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置が義務づけられている。児童福祉の専門職の確保・育成、現業活動に対応できる職員の配置、適切な査察指導体制を構築する。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止や早期発見・早期対応のため、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上に向けた研修会を積極的に開催する。 関係機関との連携協力関係を維持し、支援体制を強化していく必要がある。 平成29年度以降も児童虐待の相談・通告先を周知し、児童虐待防止推進に対する市民の関心を高める啓発活動を継続して実施する。 子どもの育ち支援センター機能構築に伴い、支援体制の整備等について検討していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	子育て家庭ショートステイ事業費	3E31	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市子育て家庭ショートステイ事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成7年度		項	10 児童福祉費
施策	09 生活支援		目	10 児童措置費

施策の展開方向	(09-1) 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	社会的事由により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童福祉施設等において児童を一定期間養育することにより、児童及びその家庭の福祉向上を図る。																																										
対象(誰を・何を)	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童、又は緊急一時的に保護を必要とする母子等																																										
求める成果(どのような状態にしたいか)	家庭における児童の養育が一時的に困難となった児童が、養育者のいる適切な環境の中で養育されること、また、保護者の育児不安や疲れの軽減を図ることにより、児童の健やかな成長につなげる。																																										
事業概要	児童を養育している保護者が社会的理由(疾病、育児不安、疲れ、看病疲れ、出産、看護、出張、公的行事への参加等)により、児童の養育が一時的に困難になった場合及び母子が緊急に保護を必要とした場合に児童福祉施設において短期間養育する。																																										
実施内容	1.利用実績 伊丹乳児院、明石乳児院、子供の家、善照学園、三光塾(計5か所)																																										
	<利用延べ人数> (単位:人)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うち2歳未満児</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>うち2歳以上児</td> <td>27</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	うち2歳未満児	10	1	1	2	1	14	うち2歳以上児	27	14	17	16	15	11	計	37	15	18	18	16	25														
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度																																				
うち2歳未満児	10	1	1	2	1	14																																					
うち2歳以上児	27	14	17	16	15	11																																					
計	37	15	18	18	16	25																																					
<利用理由> (単位:人)																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>疾病</td> <td>23</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>育児不安・疲れ</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>出産・看護</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	疾病	23	8	11	5	8	9	育児不安・疲れ	6	3	3	7	1	12	出産・看護	5	4	2	0	5	2	その他	3	0	2	6	2	2	計	37	15	18	18	16	25
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度																																					
疾病	23	8	11	5	8	9																																					
育児不安・疲れ	6	3	3	7	1	12																																					
出産・看護	5	4	2	0	5	2																																					
その他	3	0	2	6	2	2																																					
計	37	15	18	18	16	25																																					

②事業費

		(単位:千円)		
	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	554	1,290	639	
扶助費	554	1,290	639	
人件費 B	3,723	5,403	0	
職員人工数	0.08	0.29		
職員人件費	656	2,306		
嘱託等人件費	3,067	3,097		
合計 C(A+B)	4,277	6,693	639	
C 国庫支出金	334	322	180	地域子ども子育て支援事業費
県支出金	334	322	180	補助金として実施。(補助率:国・県1/3)
市債				
その他	7	138	16	自己負担金
一般財源	3,602	5,911	263	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	事業実施施設数					単位	か所			
目標・実績	目標値	8	達成年度	—年度	26年度	8	27年度	8	28年度	9
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 保護者側が送迎対応できる地域の施設利用は実施された。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	家庭における児童の養育が一時的に困難となった児童が、養育者のいる適切な環境の中で養育されること、また保護者の育児不安や疲れの軽減につながっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	現状、利用者には課税状況により利用料の一部の負担を求めている。一部負担額については県事業として実施していた際の金額に基づき設定しており、子育て家庭の不安や負担感を軽減するという事業の趣旨からすると、これ以上の負担を利用者に求めることはできない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市すべて実施しており、全ての市で本市と同水準の一部負担額を設定している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	利用申請の受け付けや施設との調整、利用決定、費用の支払は市の業務である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 利用申請の受け付けや施設との調整、利用決定、費用の支払は市の業務である。

⑧総合評価

総合評価	維持	現在9か所の児童福祉施設にショートステイを依頼し、児童及びその家族の福祉向上に寄与しているが、ここ数年施設と利用調整を行う中で、施設が満床のため受入れを断られたり、保護者側から遠方の施設のため利用を拒否されたりするなど、利用希望に応じられないケースが発生している。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	当事業は、一時的に子供を預かる事業で、利用によって保護者の育児疲れや不安は一時的には軽減されるものの、育児疲れや不安・疾病を抱える保護者に対しては、当事業を利用しながら継続的な支援が必要である。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	生活困窮者自立相談支援事業費	30CE
根拠法令	生活困窮者自立支援法	
個別計画	第3期あまがさき地域福祉計画	
事業開始年度	平成27年度	
施策	09 生活支援	

事業分類	法定事業(裁量含む)		
会計	01	一般会計	
款	15	民生費	
項	05	社会福祉費	
目	05	社会福祉総務費	

施策の展開方向	(09-2) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活困窮者自立支援担当
所属長名	林 弘之		

①事業概要

事業実施趣旨	社会経済情勢が大きく変化の中で、生活に課題を抱える生活困窮者が増加傾向にあり、生活困窮者の課題が複雑化、深刻化する前の早期段階で自立相談支援事業等を実施して自立の促進を図る。
対象(誰を・何を)	生活困窮者(生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)第2条第1項「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」)
求める成果(どのような状態にしたいか)	生活困窮者自立相談支援窓口において、各種法定事業を効果的に機能させることで、生活困窮者を早期に把握し、生活困窮者が抱える複合的な課題を解決し、経済的困窮状態からの早期自立を図っていく。
事業概要	自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者からの相談に応じて生活困窮者の抱える様々な課題を整理するとともに支援計画を策定し、就労支援をはじめとした各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行う。また、離職により住居を喪失した、またはおそれの高い生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給する。
実施内容	<p>1 生活困窮者自立相談支援事業(法に基づく必須事業)</p> <p>自立相談支援窓口を開設し、複合的な課題を抱える生活困窮者の相談に応じて様々な課題を整理するとともに、支援計画を策定し、就労支援をはじめとした各種支援を行った。</p> <p><相談支援実績></p> <p>新規・継続相談件数:平成27年度3,708件、平成28年度4,922件</p> <p>新規就労・増収者件数:平成27年度112件、平成28年度116件</p> <p>支援終了者数(内就労定着者数):平成27年度108人(51人)、平成28年度161人(73人)</p> <p>2 住居確保給付金給付関係事業(法に基づく必須事業)</p> <p>離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者のうち、一定の要件を満たした対象者に対して家賃相当額(限度額あり)を支給するとともに個々の状況に応じた就労支援を実施することにより包括的かつ効果的な支援を行った。</p> <p><平成28年度支給実績> 支給額(支給件数):3,952,000円(述べ92件)</p> <p>3 生活困窮者自立支援制度推進協議会事業(法定外)</p> <p>生活困窮者自立支援制度を推進するにあたり、地域における生活困窮者の早期把握及び包括的な支援を図るために、関係機関等の緊密な連携・支援体制の構築及び社会資源の開発を行うため、必要な協議・検討を行った。<平成28年度協議会実施状況> 2回:5月13日、12月21日</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	7,118	6,088	11,335	
報償費	20	20	20	学識経験者に対する報償費
需用費	1,150	1,089	1,420	事務用品等
使用料及び賃借料	691	536	899	事務用備品賃借料等
負担金補助及び交付金	3,401	3,980	5,174	住居確保給付金等
その他	1,856	463	3,822	旅費、委託料、備品購入費
人件費 B	51,582	54,555	66,352	
職員人工数	4.11	4.36	5.40	
職員人件費	32,572	34,871	42,952	
嘱託等人件費	19,010	19,684	23,400	
合計 C(A+B)	58,700	60,643	77,687	
C 国庫支出金	24,910	22,689	26,705	(補助率3/4)※文書費を含む
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	33,790	37,954	50,982	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	生活困窮者自立相談支援事業の就労・増収率							単位	%	
目標・実績	目標値	40	達成年度	29年度	26年度	—	27年度	49	28年度	56
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		相談者の状況に応じた段階的な就労支援を行うとともに、無料職業紹介の窓口として、相談者の個別課題に理解を示す事業所を開拓し、相談者とマッチングできたことで、国の目安値である目標値を上回る結果となった。(平成27年度227件中112件、平成28年度207件中116件)							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	生活困窮者自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定については、福祉事務所設置自治体の法に基づく必須事業である。協議・検討の場としての会議の開催については、生活困窮者の抱える複合的な課題解決のために、他の専門的な支援機関や各種事業・サービスの実施機関と連携し、適切な支援に結びつけることや、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークを強化し、活用可能な社会資源を開発するために不可欠である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	生活困窮者を対象としていること、また、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないようできる限り幅広く対応することが求められていることから、生活困窮者に対して費用負担を求めることは法の趣旨にそぐわない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	生活困窮者自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定については、福祉事務所設置自治体(902か所(平成28年7月時点))で、必須事業として実施されている。 <平成28年度新規相談件数> 全国222,426件、兵庫県(管内市町村含む):8,322件、神戸市2,631件、姫路市614件、尼崎市824件、西宮市316件、東大阪市884件
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	法上は住居確保給付金の支給、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定を除き、委託することは可能である。ただ、本制度の支援はインフォーマルな支援との連携が不可欠であり、そうした支援を主体的に活用できる担い手となると、公的な性質を有する機関が想定されるが、現状では体制整備や人材育成といった課題があり、委託は困難である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容は行政主体及び主導で支援を行っているが、重層的なネットワークを強化するなかで、地域福祉を推進する多様な主体が支援の一翼を担うことができるよう取り組む。

⑧総合評価

総合評価	<p>拡充</p> <p>支援終了者数が増加するなど、関係機関との連携強化や就労支援、相談支援により、生活困窮者の早期把握や複合的な課題解決へとつながる一方で、継続的な支援対象者数の増加に伴い、きめ細かな相談支援や関係機関等から情報提供を受けた市民へのアウトリーチに支障が生じている。自立の促進を図るためのきめ細やかな支援が可能な体制を確保するよう取り組むとともに、生活困窮者の自立支援に向け、より一層支援内容の充実を図る。</p>
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	研修等による支援員の質の向上や支援員の役割分担に基づく、効率的効果的な相談支援体制の構築を図る。また、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークを強化するなかで、地域福祉を推進する多様な主体が支援の一翼を担うことができるよう取り組む。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	配偶者等暴力に関する支援事業費	30CN	事業分類	ソフト事業
根拠法令	配偶者からの暴力等の防止及び被害者の保護に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画		款	15 民生費
事業開始年度	平成25年度		項	05 社会福祉費
施策	09 生活支援		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-2) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画(平成24年4月策定)に基づき、配偶者暴力相談支援センターの機能整備として、相談量・質に答え得るよう相談体制を充実させるとともに、外部関係機関との連携強化に取組む。また、対象者に対する具体的な支援の強化を行う。
対象(誰を・何を)	配偶者等からの暴力を受けた被害者の救済と自立支援
求める成果(どのような状態にしたいか)	配偶者暴力相談支援センターの機能整備には窓口の明確化と相談体制の充実が含まれ、市民にとって相談しやすく、被害者が自立に向け、相談しやすい窓口とすることで、被害者への具体的な支援につなげていく。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員による被害者の相談、支援、保護命令制度利用についての情報提供等 ・ DVに係る証明書の発行及び保護命令制度に係る書面提出 ・ 有識者アドバイザーによる助言・指導 ・ DV被害者の保護に必要な経費の扶助
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員による相談 DV相談件数 490件 ・ DVに係る証明書の発行及び保護命令制度に係る書面提出 計 87件 ・ 有識者アドバイザーによる助言・指導 15回 ・ DV被害者の保護に必要な経費の扶助 0件 ・ 啓発用リーフレット、カードの庁内外関係機関への配布などを行った

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	475	524	1,189	
需用費	151	156	179	啓発パンフレット作成費用等
報償費	324	324	324	講師謝礼
扶助費			287	施設補助
その他		44	200	DV被害者扶助費、生活費
人件費 B	9,822	12,161	3,659	保険料、旅費、備品購入費
職員人工数	0.38	0.45	0.46	
職員人件費	3,006	3,559	3,659	
嘱託等人件費	6,816	8,602		
合計 C(A+B)	10,297	12,685	4,848	
C 国庫支出金		9	9	
県支出金				
市債				児童福祉対策等補助金(補助率1/2)身元保証人確保対策事業分
その他				
一般財源	10,297	12,676	4,839	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	DV相談件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	526	27年度	472	28年度	490
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		様々な課題を抱えるDV被害者への支援・相談体制の充実度を図る指標として設定した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	配偶者からの暴力(DV)は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害である。当事業は、被害者からの相談に応じ必要な支援につなげることにより、被害者が自立し安定した生活を送ることを目指すものであり、人権擁護のためにも必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	配偶者等からの暴力を受けた被害者の救済と自立支援を図るための事業であり、受益者負担は想定していない。
----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及基準比較	DV法では、都道府県に配偶者暴力相談支援センターの設置義務を、市町村には設置努力義務が規定されており、平成27年11月9日現在全国で261か所の配偶者暴力相談支援センターが設置されている。兵庫県においても、県市合わせて14か所の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、DV被害者が身近に相談できる窓口として、配偶者暴力相談支援センターの機能整備を図った。
-----------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」)」に掲げる業務を適切に実施する施設を「配偶者暴力相談支援センター」としており、市が設置する施設である必要がある。また、自立まで一体的な支援体制を構築するため、運営についても市が担うものである。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の安心・安全に留意しながら、住居や就労など自立に向けて様々な課題を抱える相談者に対し、関係機関と連携して必要に応じた支援を行った。また配偶者暴力相談支援センターの周知啓発を行った。 ・婦人相談員のスキルアップのために、有識者アドバイザーからのスーパーバイズを月1回受けるとともに、県等が開催している研修等に積極的に参加した。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後とも、配偶者暴力相談支援センターの周知啓発に努めるとともに、警察やその他の関係機関との連携強化を図り、DV被害者に対する適切な支援を行っていく必要がある。民間支援団体との連携を強化を図り、DV被害者の救済を広げる。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	助産施設措置費	3E2A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	—		項	10 児童福祉費
施策	09 生活支援		目	10 児童措置費

施策の展開方向	(09-2) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を実施する。
対象(誰を・何を)	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦
求める成果(どのような状態にしたいか)	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、適切な医療体制の下で安心して出産できる環境をつくり、妊産婦の経済的・精神的負担を軽減することにより、子供の健やかな成長につなげること。
事業概要	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設において助産を実施する。
実施内容	<p>1.実施施設 尼崎市内1か所 尼崎医療生協病院</p> <p>2.措置人数(直近5か年)について</p> <p>平成23年度 18人(うち4人市外施設)</p> <p>平成24年度 16人(うち1人市外施設)</p> <p>平成25年度 15人(うち1人市外施設)</p> <p>平成26年度 9人(市外利用なし)</p> <p>平成27年度 19人(市外利用なし)</p> <p>平成28年度 17人(市外利用なし)</p> <p>3.市費加算の計上について(法定外)</p> <p>病院としては一般分べん入院に比べてデメリットがあり、市費加算(国庫補助対象外)を行わないと市内での医療機関の協力が得られない恐れがあることから、市費加算を継続して計上している。</p> <p>①当該制度利用者は定期健診を受けずに入院助産するケースが多く、医療的にリスクが高い。</p> <p>②ベッドを確保する必要があるが、法で定める措置費上限額と比べて費用が低額となるため、経営採算上、非効率である。</p> <p><加算単価> 妊産婦1人につき66,100円</p> <p><加算実績> 平成28年度→1,123,700円(66,100円×17人)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	9,203	8,799	7,955	
需用費	9,203	8,799	7,955	
人件費 B	3,723	5,816	6,065	
職員人工数	0.08	0.34	0.37	
職員人件費	656	2,719	2,943	
嘱託等人件費	3,067	3,097	3,122	
合計 C(A+B)	12,926	14,615	14,020	
C 国庫支出金	2,177	3,796	3,407	児童福祉法による児童入所施設等国庫負担金事業として実施。(補助率1/2)
県支出金				
市債				
その他		83	87	
自己負担金(過年度分含む)				
一般財源	10,749	10,736	10,526	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	措置件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	9	27年度	19	28年度	17

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦への支援・相談体制の充実度を図る指標として設定した。
-----------------	--	---

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	児童福祉法第22条にあるように、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、適切な医療体制の下で安心して出産できる環境をつくる必要がある。妊産婦の経済的・精神的負担を軽減することで、子どもの健やかな成長につながる。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	現状、利用者には課税状況により利用料の一部の負担を求めている。一部負担額については児童福祉法第56条第2項及び第3項の規定に基づいており、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を実施するという事業の趣旨からすると、これ以上の負担を利用者に求めることはできない。
----------------	---	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当市措置数は東大阪市を除いて類似中核市より多い。 <平成27年度>福祉行政報告例 東大阪市:128件 当市:19件 西宮市:1件 横須賀市:8件 倉敷市:10件
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	児童福祉法第22条に、市が助産を行わなければならないと定められている。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 入所措置決定や措置費の支払、負担金の徴収等は行政の業務である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	児童福祉法に基づく助産を必要とする妊産婦の措置事業は、引き続き必要である。
------	----	---------------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	妊産婦を受け入れる病院側としては、①医療的リスクがかかる、②専任の看護師とベッドを確保するための経費が必要になる、③一般入院と比べて医療費が低額となることから、デメリットが大きい。しかし、困窮対策、児童福祉の観点から、市は安心して子どもを産める体制を維持する必要がある。そのため、今後も病院と連携し、一床の確保に努めていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	中国残留邦人等生活支援給付事業費	30CL	事業分類	法定事業
根拠法令	(略称)支援法(平成6年法律第30号)		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	05 社会福祉費
施策	09 生活支援		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-2)生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない特定中国残留邦人等に対する保管制度として生活支援を行う。その内容は基本的には「生活保護法」の例によるものとしている。また、平成26年度10月から、配偶者支援金制度が創設され、特定配偶者に対し支援金を給付する。
対象(誰を・何を)	中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
求める成果(どのような状態にしたいか)	中国残留邦人の老後生活の経済的安定を図る。
事業概要	高齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない特定中国残留邦人等に対し、公的年金制度による対応を補完する制度として生活支援を行う。配偶者支援金は、特定中国残留邦人が死去した特定配偶者(中国籍)を対象に、高齢基礎年金の3分の2の額を支援金として支給するもの。
実施内容	支援給付状況について <平成27年度> 【給付世帯】延べ252世帯 平均21世帯【給付人員】延べ420人 平均35人 【給付金額】57,224,896円 内訳:生活 21,927,677円 住宅 8,422,280円 介護 1,579,486円 医療 25,295,453円 【配偶者支援金】2世帯 2人 @43,338円×2人×12月=1,040,112円 合計 58,265,008円 <平成28年度> 【給付世帯】延べ252世帯 平均21世帯【給付人員】延べ408人 平均42人 【給付金額】59,175,764円 内訳:生活 20,968,253円 住宅 8,136,080円 介護 1,027,181円 医療 28,868,375円 葬祭 175,875円 【配偶者支援金】2世帯 2人 @43,338円×2人×12月=1,040,112円 合計 60,215,876円

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	58,372	60,320	55,736	
委託料	107	104	103	支払審査委託料等
扶助費	58,265	60,216	55,633	生活支援給付費等
人件費 B	6,094	6,128	5,515	
職員人工数	0.31	0.30	0.17	
職員人件費	2,418	2,426	1,352	
嘱託等人件費	3,676	3,702	4,163	
合計 C(A+B)	64,466	66,448	61,251	
C 国庫支出金	47,752	43,481	39,540	生活保護費等負担金事業費として
県支出金				実施(補助率75/10、配偶者10/10)
国庫委託金	2,965	2,955	2,943	引揚者等援護事務委託費(10/10)
その他				
一般財源	13,749	20,012	18,768	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	中国残留邦人等地域生活支援事業費	30CM	事業分類	法定事業
根拠法令	(略称)支援法(平成6年法律第30号)		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	05 社会福祉費
施策	09 生活支援		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-2)生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する。
対象(誰を・何を)	国費又は自費(国費相当)により永住帰国した中国残留邦人とその家族(同行入国世帯)
求める成果(どのような状態にしたいか)	中国残留邦人とその家族が地域社会に安心して参加できる環境を構築し社会参加を促すことにより、孤立することなく地域の一員として受け入れられ、自立した社会生活が送れるようになる。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業 身近な地域での日本語教育支援事業(日本語教室) 自立支援通訳等派遣事業・支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業 地域生活支援プログラム事業(日本語教室・交流事業に参加するための交通費・教材費の支援)
実施内容	<平成27年度> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教室 実施回数42回:講師32人 延べ749人 1回当18人 受講者40人 延べ1,164人 1回当28人 文化交流教室 実施回数12回:講師22人 延べ78人 1回当7人 受講者47人 延べ119人 1回当10人 交通費(教室)教室数6 対象22人 通学回数延2,403回(交流事業)対象19人 参加回数延124回 教材費(教室)対象8人 支給回数22回(交流事業)対象9人 支給回数27回 資格取得支援 対象0人 地域住民に対する広報活動事業(講演会等) H25.9.28 中央公民館で開催 参加者者数 138人 <平成28年度> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教室 実施回数41回:講師24人 延べ743人 1回当18人 受講者42人 延べ1,296人 1回当31人 文化交流教室 実施回数12回:講師23人 延べ90人 1回当8人 受講者52人 延べ167人 1回当14人 交通費(教室)教室数6 対象22人 通学回数延2,307回(交流事業)対象23人 参加回数延96回 教材費(教室)対象8人 支給回数12回(交流事業)対象14人 支給回数38回 資格取得支援 対象1人

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,973	4,321	4,966	
報償費	754	1,226	1,444	自立支援通訳に対する謝礼
役員費		4	4	通訳業務上の事故に備える障害保険
委託料	2,421	2,245	2,422	日本語教室運営、拠点委託料等
扶助費	798	846	1,096	教室等参加交通費・教材費等
人件費 B	1,996	2,009	1,916	
職員人工数	0.16	0.16	0.11	
職員人件費	1,298	1,306	875	
嘱託等人件費	698	703	1,041	
合計 C(A+B)	5,969	6,330	6,882	
C 国庫支出金	4,698	4,201	4,966	生活困窮者就労準備支援事業費等
県支出金				
国庫委託金	523	521	519	引揚者等援護事務委託費(10/10)
その他				
一般財源	748	1,608	1,397	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	母子生活支援施設設置費	3E2K	事業分類	法定事業
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	—		項	10 児童福祉費
施策	09 生活支援		目	10 児童措置費

施策の展開方向	(09-2) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	母子の自立助長を図るため、また夫の暴力等から逃れるために遠方に入所させることが望ましい母子を保護することを目的としている。																												
対象 (誰を・何を)	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その者の監護すべき児童の世帯であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠ける状況にあるもの。																												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	世帯の身の安全と生活場所を確保し、自立した生活が営めるようにする。																												
事業概要	母子の自立助長を図るため、また夫の暴力等から逃れるために遠方に入所させることが望ましい母子を保護する。																												
実施内容	<p>入所世帯の状況 〈入所世帯数(各月初日在籍合計数)〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ入所世帯数(人員)</td> <td>282 (713)</td> <td>306 (661)</td> <td>325 (694)</td> <td>327 (827)</td> <td>327 (808)</td> <td>320 (779)</td> </tr> <tr> <td>うち市内</td> <td>127 (294)</td> <td>134 (295)</td> <td>122 (269)</td> <td>111 (246)</td> <td>120 (275)</td> <td>94 (210)</td> </tr> <tr> <td>うち市外</td> <td>155 (419)</td> <td>172 (366)</td> <td>203 (425)</td> <td>216 (581)</td> <td>207 (533)</td> <td>226 (569)</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈入所理由(平成28年度入所世帯実績)〉 夫等の暴力 11世帯 26人 住宅事情 1世帯 2人 経済的理由 1世帯 2人 合 計 6世帯 30人</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延べ入所世帯数(人員)	282 (713)	306 (661)	325 (694)	327 (827)	327 (808)	320 (779)	うち市内	127 (294)	134 (295)	122 (269)	111 (246)	120 (275)	94 (210)	うち市外	155 (419)	172 (366)	203 (425)	216 (581)	207 (533)	226 (569)
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																							
延べ入所世帯数(人員)	282 (713)	306 (661)	325 (694)	327 (827)	327 (808)	320 (779)																							
うち市内	127 (294)	134 (295)	122 (269)	111 (246)	120 (275)	94 (210)																							
うち市外	155 (419)	172 (366)	203 (425)	216 (581)	207 (533)	226 (569)																							

(このページは白紙です)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	112,737	115,606	108,717	
扶助費	112,737	115,606	108,717	
人件費 B	2,660	5,361	6,014	
職員人工数	0.12	0.24	0.32	
職員人件費	956	1,920	2,545	
嘱託等人件費	1,704	3,441	3,469	
合計 C(A+B)	115,397	120,967	114,731	
C 国庫支出金	56,282	57,731	54,318	児童福祉法による児童入所施設等国庫負担金事業として実施(補助率1/2)
の 県支出金				
市債				
その他	172	120	80	自己負担金
財源内訳	58,943	63,116	60,333	
一般財源				

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	生活困窮者等就労準備支援事業費	30CF	事業分類	ソフト事業
根拠法令	生活困窮者自立支援法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度		項	05 社会福祉費
施策	09 生活支援		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-3) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進める。		
局	健康福祉局	課	保護課
所属長名	杉本 裕樹		

①事業概要

事業実施趣旨	直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、支援段階に応じて就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせて計画的に支援を行う。
対象(誰を・何を)	生活困窮者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	一般就労に従事する準備としての基礎能力(コミュニケーション能力等)を形成し、就労することにより経済的困窮状態からの脱却を目指す。
事業概要	様々な理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対し、一般就労に従事する準備としてセミナー等を通じた生活習慣の形成から就労の前段階として必要な社会的能力の習得、事業所での職業体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援を一定の期間内に計画的かつ一貫して実施する。
実施内容	<p>1 就労準備セミナー事業 一般就労に従事する前段階にいる人に対して、コミュニケーションの技法や知識の取得を図るグループワークセミナーを実施するとともにコーディネーター等が支援対象者と就労支援員やセミナー講師、キャリアカウンセラー及び心理カウンセラーとの総調整を行う。 (1)働くことへの理解、現実的な職業の選択ができるようになること (2)就労意欲の喚起・向上 (3)就職活動を行う前段に最低限必要な知識やマナーの習得(あいさつの励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成) (4)仕事の探し方、選び方、適職理解 (5)ビジネススキル(電話のかけ方・受け方、身なりなど)</p> <p>2 ボランティア・職業体験事業 自立支援相談窓口においてボランティアや職業体験に参加させることが必要と認められ、資産・収入要件に該当する者及び生活保護受給者に対するセミナー、体験等に関するオリエンテーション、職業体験先等との調整、職業体験等の実施及び参加者の評価にかかる一連の業務を事業者に委託して実施する。</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	16,237	16,026	16,289	27年度新規事業
委託料	16,237	16,026	16,289	
人件費 B	2,378	2,399	3,977	
職員人工数	0.30	0.30	0.50	
職員人件費	2,378	2,399	3,977	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	18,615	18,425	20,266	
C				【歳入】
国庫支出金	10,684	10,723	10,859	生活困窮者等就労準備支援事業費等補助金 2/3
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,931	7,702	9,407	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	登録者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	26年度	—	27年度	87	28年度	115
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 当該事業の主な登録者は生活保護受給者であり、生活保護受給者に対しては、就労促進相談員等がそれぞれの能力等に応じた支援を計画的に行っているが、直ちに一般就労に就くことが難しい者に対しては早期に当該事業への登録を促し、就労に向けた基礎能力の形成を図り、課題の複雑化・深刻化を防止することによって、早期の就職につなげていくことが必要であるため、当該事業の登録者数を活動指標とする。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	ハローワーク等での支援を行っても直ちに一般就労の難しい生活困窮者については、一般就労に向けた準備として、まずは基礎能力の形成を計画的に支援することが必要であり、そのためにも、本事業による社会参加への支援及び就労支援が必要である。 また、就労への移行のために柔軟な働き方を認める必要がある者に対しては、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)に向けた前段階の支援としても有効である。 さらに、稼働能力を有する生活保護受給者についても、生活リズムが整っていないなどの課題が就労への阻害要因となっているケースも多いことから、本事業による支援が必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	生活困窮者自立支援法では「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」を対象としており、また同時に、本事業は生活保護受給者も併せて対象としていることから、費用負担を求めることは法の趣旨にそぐわない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成27年4月1日の法施行に伴い、福祉事務所設置自治体において生活困窮者自立支援制度の必須事業である自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給、就労訓練事業の認定のほか、自治体ごとに地域の実情に合わせた就労準備支援事業や学習支援事業などの任意事業が行われている。 就労準備支援事業については、全国で39%(前年度比41%増)、兵庫県では43%の自治体を実施しており、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援し、安定就労の実現を目指している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	就労準備支援事業については、既に民間(共同事業体)へ委託し、事業を進めている。
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 就労準備支援事業の一部をプロポーザル方式により民間(共同事業体)へ委託して実施している。

⑧総合評価

総合評価	維持	さまざまな理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対しては、一般就労に向けた基礎能力の形成を計画的に支援することが何よりも必要で、直ちに一般就労に就くことが困難で、就労への移行のために柔軟な働き方を認める必要がある者に対しては、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)に向けた前段階の支援としても有効であるため、引き続き当該事業を実施していく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	当該事業への参加が有効と思われる対象者の抽出を進め、積極的に働きかけを行うことによって、登録者の増加を図る。また、当該事業がより有効な事業となるよう、引き続き事業内容の改善を検討していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	生活困窮者学習支援事業費	30CG	事業分類	ソフト事業
根拠法令	生活困窮者自立支援法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度		項	05 社会福祉費
施策	09 生活支援		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-3) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進める。		
局	健康福祉局	課	保護課
所属長名	杉本 裕樹		

①事業概要

事業実施趣旨	学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、まずは地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた学習支援と共に社会性や他者との関係性を育むことを目的とする。
対象(誰を・何を)	生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の子ども
求める成果(どのような状態にしたいか)	生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯あるいは経済的困窮状態に至ることを防止する。
事業概要	生活保護世帯等の子どもの貧困の連鎖を防止するために、事業者に委託し、補助学習支援及び体験学習の実施を行う。
実施内容	<p>学習支援事業は、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)の中で、地域の実情に合わせて自治体が任意に行う事業(任意事業)に位置づけられ、支援対象者に生活保護世帯の子どもだけでなく、生活困窮世帯の子どもまで拡充されたこととなった。</p> <p>平成26年度までの生活保護世帯の子どもを対象とした学習支援事業の取組の中でも、設置箇所数や設置場所が課題となっており、特に学習支援教室が設置されていない地域では利用者が少なく潜在的な需要が見込まれたことや、支援対象に生活困窮者世帯の子どもが加わることで、対象者の増加も見込まれたことから、学習支援事業を平成27年度からは2箇所から3箇所に拡充するとともに、学習支援事業卒業生を対象に高等学校進学後の中退防止についても取り組んでいる。</p> <p>なお、生活困窮者自立支援制度における学習支援事業では利用対象者の要件が定められていないことから、法に規定される対象者である「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」を前提として、収入要件等の定められている他の任意事業を参考として一定の利用要件を策定するとともに、生活保護世帯の子どもだけでなく、新たに設置された自立支援相談窓口(くらしサポートセンター尼崎)において支援決定を行った生活困窮世帯のうちから学習支援が必要となる子どもを対象としている。</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	9,526	9,526	9,526	
委託料	9,526	9,526	9,526	
人件費 B	4,180	4,241	10,120	
職員人工数	0.10	0.10	0.40	
職員人件費	793	800	3,182	
嘱託人件費	3,387	3,441	6,938	
合計 C(A+B)	13,706	13,767	19,646	
C 国庫支出金	6,457	6,148	8,271	
の 県支出金				
財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	7,249	7,619	11,375	【歳入】生活困窮者等就労準備支援事業費等補助金1/2(事業費分、嘱託人件費分)

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率							単位	%	
目標・実績	目標値	97.5	達成年度	29年度	26年度	89.6	27年度	93.8	28年度	96.9
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 高等学校の進学率は、将来、生活保護世帯の子どもが、学歴や能力が原因で大人になって再び生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する上で重要な役割の一つとなっていること、また、すでに施策評価の指標の一つとしても設定されている。(目標値97.5%…尼崎市全体の進学率) なお、生活困窮世帯の子ども利用数については、生活困窮世帯としての定義や基礎的な数値がないことから、現時点で生活困窮世帯の利用する子どもの数を見込むことが困難であるため、生活保護世帯の子どもの進学率を評価指標として設定する。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	生活保護世帯は、生活保護以外の世帯に比べ課題を抱えていることが多く、それが子どもの学習への環境等にも影響し、一般家庭の子どもに比べ、進学率が低くなる要因の一つと考えられている。 また、将来、高等学校等への進学ができないことで、就労による経済的な基盤を確立することが難しくなることも予想されることから、早い段階で生活保護世帯等の子どもに対する支援が必要となる。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見ししの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 生活保護法第3条で「最低限度の生活」を保障し、生活困窮者自立支援法第2条において、生活困窮者とは現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがあるものとされており、対象者等に費用負担を求めることは法の趣旨からも適当でないため、負担を求めることはできない。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下の中核市以上の自治体では西宮市、神戸市、姫路市が、大阪府下でも大阪市、堺市、東大阪市がすでに生活保護世帯等の子どもを対象として実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に学習支援事業については、NPO法人に委託し、事業をすすめている。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 学習支援事業の一部をグローバル方式によりNPO法人に委託して実施している。

⑧総合評価

総合評価	<p>拡充</p> 学習支援事業は、学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯等の子どもが成長後、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、地域に居場所を確保し、学習への動機付けを含めた学習支援や、社会性を育む場となっており、平成27年度より3ヶ所へ拡充したことで、中学3年生の活用が促進された。 子どもの居場所確保の観点から中学3年生以外の待機状況や実施場所、事業者の運営能力等を含め、事業拡充を検討していく。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	学習支援事業への参加が必要と考えられる世帯への働きかけを行うとともに、高等学校等進学後の中退防止についても、効果的な取組について検討を行い取り組んでいく。また平成27年度から3か所に拡充した現状における需要の検証を行う中で、事業規模の検討を行っていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	生活保護安定運営対策等事業費	301K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度			項	15 生活保護費
施策	09 生活支援		目	05 生活保護経費

施策の展開方向	(09-3) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進める。		
局	健康福祉局	課	保護課
所属長名	杉本 裕樹		

①事業概要

事業実施趣旨	生活保護制度の安定運営を確保するため、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化を図ることにより、生活保護実施水準の一層の向上に資する。																																										
対象(誰を・何を)	生活保護受給者																																										
求める成果(どのような状態にしたいか)	生活保護制度の安定運営を確保するため、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化を図ることにより、生活保護実施水準の向上を図る。																																										
事業概要	生活保護制度の安定運営を確保するため、被保護者の自立支援プログラムの充実、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化を図ることにより、生活保護実施水準の一層の向上に資する。																																										
実施内容	<p>(1) 被保護者就労支援事業 生活保護法第55条の6の規定に基づき、被保護者からの就労に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、被保護者の就労に向けた支援を実施することにより、被保護者の自立の促進を図る事業。</p> <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>H28実施体制</th> </tr> <tr> <td>①</td> <td>被保護者就労支援事業</td> <td>嘱託員15人</td> </tr> </table> <p>(2) その他の自立支援プログラム実施体制整備事業 生活保護受給者の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する事業。</p> <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>H28実施体制</th> </tr> <tr> <td>①</td> <td>自立生活支援事業</td> <td>嘱託員3人</td> </tr> </table> <p>(3) 生活保護適正実施推進事業 生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化等の事業。</p> <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>H28実施体制</th> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>H28実施体制</th> </tr> <tr> <td>①</td> <td>診療報酬明細書点検等充実事業</td> <td>業務委託</td> <td>⑤</td> <td>年金歳入請求支援・受給資格点検強化事業</td> <td>嘱託員2人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>警察との連携協力体制強化事業</td> <td>嘱託員4人</td> <td>⑥</td> <td>生活保護返金等債権管理事業</td> <td>嘱託員2人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>介護扶助実施体制強化事業</td> <td>嘱託員2人</td> <td>⑦</td> <td>生活保護滞り等退院促進事業</td> <td>嘱託員4人</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>生涯保護債権管理支援事業</td> <td>嘱託員2人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※別途、補助対象となっている事務経費あり</p>	No.	事業名	H28実施体制	①	被保護者就労支援事業	嘱託員15人	No.	事業名	H28実施体制	①	自立生活支援事業	嘱託員3人	No.	事業名	H28実施体制	No.	事業名	H28実施体制	①	診療報酬明細書点検等充実事業	業務委託	⑤	年金歳入請求支援・受給資格点検強化事業	嘱託員2人	②	警察との連携協力体制強化事業	嘱託員4人	⑥	生活保護返金等債権管理事業	嘱託員2人	③	介護扶助実施体制強化事業	嘱託員2人	⑦	生活保護滞り等退院促進事業	嘱託員4人	④	生涯保護債権管理支援事業	嘱託員2人			
No.	事業名	H28実施体制																																									
①	被保護者就労支援事業	嘱託員15人																																									
No.	事業名	H28実施体制																																									
①	自立生活支援事業	嘱託員3人																																									
No.	事業名	H28実施体制	No.	事業名	H28実施体制																																						
①	診療報酬明細書点検等充実事業	業務委託	⑤	年金歳入請求支援・受給資格点検強化事業	嘱託員2人																																						
②	警察との連携協力体制強化事業	嘱託員4人	⑥	生活保護返金等債権管理事業	嘱託員2人																																						
③	介護扶助実施体制強化事業	嘱託員2人	⑦	生活保護滞り等退院促進事業	嘱託員4人																																						
④	生涯保護債権管理支援事業	嘱託員2人																																									

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	19,081	18,417	20,077	○委託料の主な内訳 ・レセプト点検等
旅費	1,910	1,940	2,076	H27決算9,547 H28決算:9,547
需用費	790	774	964	【職員数の推移】
役員費	1,385	1,332	1,489	○嘱託職員数(人)
委託料	14,906	14,274	15,316	27決:34 28決:34 29予:36
その他	90	97	232	○臨時職員数(人)
人件費 B	121,111	121,550	124,410	27決:5 28決:5 29予:5
職員人数	1.61	1.61	1.06	【歳入】
職員人件費	12,759	12,877	8,431	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金
嘱託等的人件費	108,352	108,673	115,979	被保護者就労支援事業 3/4
合計 C(A+B)	140,192	139,967	144,487	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
C 国庫支出金	103,094	114,507	114,038	その他の自立支援プログラム実施体制整備事業 1/2
の 県支出金				診療報酬明細書点検等充実事業等3/4
財源 市債				
内訳 その他				
一般財源	37,098	25,460	30,449	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	就労支援事業によって生活保護受給者が就労を開始した件数							単位	件	
目標・実績	目標値	310	達成年度	29年度	26年度	220	27年度	245	28年度	287
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 支援対象者に就労以外にも様々な課題を抱えた方が増えるといった社会的な要因はあるものの、集散的に配置していた就労促進相談員を、ケースワーカーとの連携を重視し、各係への配置とすることで、より適宜の支援につなげる取組を進めた結果、平成27年度の245件から平成28年度は上昇している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	生活保護制度の安定運営を確保するため、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化等を行うことが必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 生活保護制度は、生活保護法第3条で「最低限度の生活」を保障するものとなっており、対象となる生活保護受給者に費用負担を求めることは、最低限度の生活が損なうことにつながるため、生活保護受給者に負担を求めることはできない。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	生活保護受給者に対して自立・就労に向けたさまざまなサービスを提供することで、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とした国の制度に基づく事業であるため、被保護者就労支援事業や診療報酬明細書点検等充実事業などは、他都市も同様に自治体ごとの実情にあわせて取り組んでいる。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に、生活保護制度の安定運営を確保するために民間委託した方が効率的、効果的と考えられる事業については委託して実施しており、その他の事業については引き続き、市で実施した方が効率的、効果的と考える。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	一部を委託して実施している事業が大半である。

⑧総合評価

総合評価	維持	既に、生活保護制度の安定運営を確保するために民間委託した方が効率的、効果的と考えられる事業については委託して実施しており、その他の事業については引き続き、市で実施した方が効率的、効果的と考える。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	就労支援に関しては、引き続き、生活保護受給者それぞれが持つ能力等に応じて計画的な支援を行い、適時適切な就労支援につなげ、就労開始件数増に努めていく。また、支援方法を検証し、より効果的な取組の検討を行う。また、その他の事業においても、生活保護の適正な実施のため、取組を継続する。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	医療費等審査支払事務費	3P1A	事業分類	法定事業
根拠法令	生活保護法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	—		項	15 生活保護費
施策	09 生活支援		目	10 扶助費

施策の展開方向	(09-3) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進める。		
局	健康福祉局	課	保護課
所属長名	杉本 裕樹		

①事業概要

事業実施趣旨	医療扶助における診療報酬の審査支払、介護扶助における介護報酬の審査及び支払の事務を委託することで、適正な審査と迅速な支払を目的とする。												
対象 (誰を・何を)	生活保護受給者												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生活保護制度における医療扶助費及び介護扶助費の適正な支出による制度の安定運営と生活保護受給者への適正なサービス提供を行う。												
事業概要	生活保護法に基づく医療扶助費の診療報酬及び介護扶助費の介護給付費の審査及び支払を委託する。												
実施内容	○診療報酬等審査支払委託料 兵庫県社会保険診療報酬支払基金に診療報酬等の審査及び支払を委託している。												
	○介護扶助費審査支払委託料 兵庫県国民健康保険団体連合会に介護報酬の審査及び支払を委託している。												
	【医療費等審査支払事務費件数】												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託先</th> <th>平成27年度決算</th> <th>平成28年度決算</th> <th>平成29年度予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保険診療報酬支払基金</td> <td>430,101 件</td> <td>441,689 件</td> <td>455,500 件</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険団体連合会</td> <td>91,264 件</td> <td>97,859 件</td> <td>106,353 件</td> </tr> </tbody> </table>	委託先	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	社会保険診療報酬支払基金	430,101 件	441,689 件	455,500 件	国民健康保険団体連合会	91,264 件	97,859 件	106,353 件
委託先	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算										
社会保険診療報酬支払基金	430,101 件	441,689 件	455,500 件										
国民健康保険団体連合会	91,264 件	97,859 件	106,353 件										

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	36,896	36,687	37,952	社会保険診療報酬支払基金
委託料	36,896	36,687	37,952	平成27年度決算 32,790千円 平成28年度決算 32,283千円 平成29年度予算 33,166千円
人件費 B	793	1,200	795	国民健康保険団体連合会
職員人工数	0.10	0.15	0.10	平成27年度決算 4,107千円 平成28年度決算 4,404千円 平成29年度予算 4,786千円
職員人件費	793	1,200	795	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	37,689	37,887	38,747	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	37,689	37,887	38,747	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	要介護認定調査事務費	3P1K	事業分類	法定事業
根拠法令	生活保護法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	—		項	15 生活保護費
施策	09 生活支援		目	10 扶助費

施策の展開方向	(09-3) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進める。		
局	健康福祉局	課	保護課
所属長名	杉本 裕樹		

①事業概要

事業実施趣旨	介護保険制度の被保険者でない生活保護受給者が要介護状態等に応じた介護扶助を受けるために、要介護認定調査を実施する。					
対象 (誰を・何を)	生活保護受給者(40歳以上65歳未満の医療保険未加入の者で介護保険施行令第2条各号の特定疾病により要介護状態等にある者)					
求める成果 (どのような状態にしたいか)	介護を必要とする生活保護受給者に対して適正かつ迅速に介護サービスを提供することにより、日常生活の自立助長につなげる。					
事業概要	介護扶助を決定するために必要な要介護認定調査を委託する。					
実施内容	要介護度を判定するために、市内については尼崎市社会福祉協議会に、また市外については入院・入所施設等に委託し、生活保護受給者で介護保険被保険者以外の者に係る要介護認定調査を実施する。					
	<p>【要介護認定調査委託件数実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度決算</th> <th>平成28年度決算</th> <th>平成29年度予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>305件</td> <td>306件</td> <td>280件</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	305件	306件
平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算				
305件	306件	280件				

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,314	1,311	1,383	
委託料	1,314	1,311	1,383	
人件費 B	1,266	1,274	1,284	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費	1,266	1,274	1,284	
合計 C(A+B)	2,580	2,585	2,667	
Cの財源内訳				
国庫支出金	949	955	963	嘱託人件費国庫補助 3/4
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,631	1,630	1,704	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	救護施設措置費、生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費、医療扶助費、介護扶助費、出産扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費、就労自立給付金費	13P21,3P2A,3P2K,3P31,3P3A,3P3K,3P4,1,3P4A,3P4K,3P4Q	事業分類 法定事業
	根拠法令	生活保護法	会計 01 一般会計
	個別計画	—	款 15 民生費
	事業開始年度	—	項 15 生活保護費
	施策	09 生活支援	目 10 扶助費

施策の展開方向	(09-3) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進める。		
局	健康福祉局	課	保護課
所属長名	杉本 裕樹		

① 事業概要

事業実施趣旨	生活保護受給者の最低生活を保障するとともに自立助長を図る。			
対象 (誰を・何を)	要保護者、生活保護受給者			
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生活保護受給者の最低生活を保障するとともに自立助長を図る。			
事業概要	生活困窮のため最低限度の生活を維持できない国民に対し、その最低限度の生活を保障し、自立を助長するために必要な扶助を行う。			
実施内容	生活保護法に基づき、生活保護受給者等の保護の要否、程度及び方法を決定するために、必要な調査を行うとともに、自立に向けた助言指導を行う。			
	○救護施設措置費	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。		
	○生活扶助費	衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用を扶助する。		
	○住宅扶助費	家賃・間代・家屋補修その他住宅維持のために必要な経費を扶助する。		
	○教育扶助費	義務教育に伴う必要な教材代・給食費などを扶助する。		
○医療扶助費	医療費・治療材料費などを扶助する。			
○介護扶助費	介護サービスの利用に必要な費用を扶助する。			
○出産扶助費	出産費・衛生材料費を扶助する。			
○生業扶助費	生業に必要な資金、技能習得や就職に必要な経費を扶助する。			
○葬祭扶助費	火葬又は埋葬、死体の運搬、その他葬祭に必要な費用を扶助する。			
○就労自立給付金費	安定した職業に就いたこと等により保護を要しなくなった者に支給する。			
	被保護世帯数	被保護者数	保護率(%)	
	平成27年度決算	13,752	18,451	4.12
	平成28年度決算	13,833	18,344	4.06

(このページは白紙です)

② 事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考	
事業費 A	33,440,902	33,797,968	33,701,163	【扶助別割合(平成28年度)】	
扶助費	33,440,902	33,797,968	33,701,163	生活扶助費 33.12%	
				住宅扶助費 17.19%	
				教育扶助費 0.46%	
				医療扶助費 45.93%	
				介護扶助費 1.85%	
人件費 B	1,071,491	1,115,937	1,158,212	出産・葬祭扶助費 0.03%	
職員人工数	127.34	131.87	137.31	生業扶助費 0.20%	
職員人件費	1,005,314	1,049,550	1,089,210	葬祭扶助費 0.14%	
嘱託等人件費	66,177	66,387	69,002	施設措置費 1.07%	
合計 C(A+B)	34,512,393	34,913,905	34,859,375	計 100.00%	
C の 財 源 内 訳	国庫支出金	24,675,074	25,479,019	24,984,590	○ケースワーカー数(人)
	県支出金	—	—	—	H27決:114 H28決:117 H29予:119
	市債	—	—	—	○嘱託職員数(人)
	その他	—	—	—	H27決:20 H28決:20 H29予:20
一般財源	9,837,319	9,434,886	9,874,785	【歳入】生活保護費等負担金	